

提 言 書

令和3年9月 日

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会

令和3年9月 日

渋川市長

様

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会
会長 阿部圭司

水道料金の改定に関する提言書（案）

上下水道事業は、安全で安心な水を安定して供給し続けていくこと、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、市民生活やまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤のもと、計画的な施設整備等を進め、次世代に確実に引き継いでいく必要があります。

渋川市の上下水道事業は、地方公営企業として公営企業会計の原則に基づき、独立採算を軸とし健全経営を目指して事業を実施していますが、人口減に伴う給水人口の減少による有収水量の減少、高度経済成長期に拡張した水道施設等の老朽化による更新需要の増大によって財政状況は極めて厳しい状況にあり、水道事業では令和元年度決算において約1,600万円の純損失を計上し、また下水道事業においては、使用料や受益者負担金等では経営がままならず、市一般会計からの多額の財政補填無くしては経営が立ちいかない状況が続いています。

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会では、このような状況を速やかに改善すべく、まず始めに水道事業の経営のあり方について、特に水道料金の改定の必要性を中心に、延べ4回にわたり協議を重ねてきました。

その上で、水道事業の健全な経営、安全・安心な水の安定供給、行政としての取組、受益者負担の公平性の観点等を踏まえ、提言書を提出するものがあります。

市当局におかれましては、本提言書の内容を尊重し、水道事業の健全運営と安全で安心な市民生活の実現に努められるよう要望します。

1 水道料金の改定について

(1) 料金改定の必要性

渋川市の水道事業経営は、給水人口の減少に伴う有収水量の減少、高度経済成長期に拡張した水道施設等の老朽化による更新需要の増大によって財政状況は極めて厳しい状況にあります。

令和2年3月に策定された「渋川市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）においても、給水人口の減少等に伴う料金収入の減少や継続的な施設更新を見越し、早期の料金改定の必要性を唱えています。

また、令和元年度決算においては約1,600万円の純損失を計上したうえ、令和2年度においても、コロナ禍の影響で収益が減少し事業を縮小するなど計画していた事業を予定どおり実施できない状況となっています。

今後も水需要の減少が見込まれる一方、安全で安心な水を安定して継続的に供給していくためには、法定耐用年数を経過した施設の計画的な更新や埋設管路、施設の耐震化改修に多額な費用を投じなければなりません。

このような状況を踏まえ、将来にわたって安定した水の供給を行っていくためには、さらなる経営の効率化に加え、早期の料金改定が必要であると考えます。

(2) 料金改定の規模（目安となる改定率）

第2回の協議会以降、事務局から具体的な改定割合案がいくつか示されました。

先送りしている事業を含め、施設や管路を計画的に更新・改修していくためには、20%以上の大幅な改定が必要であることは理解できますが、コロナ禍の影響による経済状況の回復が見通せない中では、経営戦略で想定している収益的収支の純利益を各年5千万円以上の収益が当面5年程度確保でき、かつ、計画的な更新工事に着手することが可能と見込まれる、「10%」程度の改定が妥当であるとの見解に至りました。

(3) 料金体系の見直し

渋川市の料金体系は、多くの他団体と同様に「基本料金」と「従量料金」により算定していますが、特徴的なのが小口径（13mm・20mm）の基本料金が同額である点です。県内他市及び近隣自治体ではこのような設定は見受けられないことや、異なる口径契約者における公平性の観点から、口径に応じた料金に区分することを検討すべきと考えます。

また、さらなる節水意識の向上を促す観点から、従量料金については、区分を細分化し、使用量に見合った料金体系を設定することが望まれます。

なお、大口利用者に対する逡減制は、市で供給する水道水から事業者が自ら設置する地下水利用への転換を抑制する観点から、従前どおり継続することが適当と考察します。

(4) 料金算定の考え方

公営企業会計の原則に基づき、水道料金は「配賦原価」により算定されるべきであります。これを忠実に実施すると現状の料金から大幅な値上げになり現実的ではないこと、また、県内他市、近隣自治体との料金体系に大幅な格差が生じてしまうことになってしまいます。

そのため、大幅な改定ではなく、県内他市との料金格差を考慮しつつ、向こう5年間の水道事業経営が行き詰まらない範囲で、必要最低限度の改定を行うことが望ましいとの意見で一致しました。

なお、事務局から示された算定案は令和4年から令和8年までの5年間で試算されていますので、それ以降についてははしかるべき次期に改めて検討が必要であることを申し添えます。

(5) 料金改定の実施時期について

経営戦略によれば、令和4年度からの料金改定を見込んでいるとともに、協議会における事務局の説明においても、早ければ令和4年度から改定したい意向であるとの説明がありました。

協議を重ねる中で、水道事業の経営安定化のためには早急な料金改定が必要であることは総意として理解できましたが、コロナ禍の影響が想像以上に長引き社会全体が疲弊している状況を鑑みると、改定時期については慎重な判断が必要であると考えます。

2 その他の意見、要望について

(1) 徹底した経営改善努力

協議のなかで、「市民に応分の負担を求めるのであるから、徹底した経営改善が必要である」との意見がありました。

事務局からは、以下のような経営改善検討事案が示されましたので、着実に進めてもらうことを求めます。

- ①さらなる民間活力等の導入による経費縮減について検討協議を行う。
- ②動力費等における入札実施等の検討協議を行う。
- ③国、県が進める「事業体の広域化の検討」に積極的に参加し、事業の効率化を目指す。

(2) わかりやすい説明と周知期間の確保

料金改定は市民生活に多大な影響を与えることから、改定の必要性についてわかりやすい丁寧な説明を求めます。

また、改定時期が決まった後は、一定の周知期間を設け、様々な媒体を活用した十分な広報により市民生活に混乱を来さぬことを求めます。

(3) 継続的な協議機関の設置

人口減少社会や節水意識の高まりによる料金収入の減少が見込まれるなか、水道事業の経営を安定的に行うためには、国の方針に従い3～5年を目処に料金改定について検討する必要があることから、本協議会を継続的に開催し、各年度の決算状況等について検証することを求めます。

以上

3 協議会の開催経過及び意見（各協議会から抜粋）

これまでの協議会における協議の経過と主な意見等についてお示しします。なお、協議会において出された意見については、今後の経営改善及び料金改定の指針として検討していきます。

〔第1回協議会〕令和2年10月21日（水） 午後2時から

主な議題

- （1）渋川市上下水道事業の経営に関する協議会会長及び副会長の選出について
- （2）渋川市上下水道事業の現状と課題について
- （3）料金改定の経過と今後の方針について

主な意見（料金改定関係）

- ・料金改定にあたっては、県内他市や近隣自治体との均衡を図ってほしい。
- ・料金を改定するにあたっては、徹底した経営の見直しが必要と思われる。

〔第2回協議会〕令和3年2月4日（木） 午後2時から

主な議題

- （1）これまでの料金改定の背景とポイントについて
- （2）改定の考え方（経営戦略と本市の特徴）について

主な意見（料金改定関係）

- ・揚水や配水に係る動力費（主に電気料）について、競争入札等を用いて経費の節減をはかってはどうか（新電力等の活用）。
- ・現行の「従量料金」を細分化し、節水意識の向上に努めてはどうか。
- ・改定の必要性は理解できるが、コロナ禍の影響による昨今の社会情勢を鑑み、増額幅はできる限り抑制する方向で検討してほしい。
- ・料金改定の時期と周知期間について、早めの周知をお願いしたい。
- ・県内他市の料金改定の状況や改正時期を考慮して欲しい。

〔第3回協議会〕令和3年4月28日（水） 午後2時から

主な議題

- (1) 渋川市の水道事業の概要と今後の見通しについて
- (2) 経費の縮減について
- (3) 簡易水道事業等の経過と今後の課題について
- (4) 協議会の意見を踏まえた水道料金の改定(案)について

主な意見（料金改定関係）

- ・改定の必要性は理解できるが、時期を見極めて欲しい。
- ・「施設更新費」の積立て等を実施できないか検討してはどうか。
- ・このままでは「安全安心な水道の供給ができなくなる」ことをアピールしていくべきではないか。
- ・経営的に厳しい状況が理解できたので、できる限り早い時期に料金改定実施で調整をしてはどうか。
- ・意見は概ね出尽くした。早めの結論を出しても良いのでは。